

白浜町人事行政の運営等の状況の公表

平成 2 2 年度

白 浜 町

人事行政の運営等の状況の公表について

白浜町では、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成18年3月に『白浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例』を制定し施行しました。これは、人事行政の運営等の状況を町民の皆さんにお知らせすることによって、人事行政の公平性と透明性を高めることを目的としたものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年		
一般行政	議会	3	3	0	
	総務企画	53	55	2	定額給付金室から小部門変更
	税務	17	17	0	
	民生	56	55	1	保育所退職者の欠員不補充
	衛生	27	24	3	退職者等の欠員不補充
	労働	1	1	0	
	農林水産	21	22	1	定額給付金室から小部門変更
	商工	8	8	0	
	土木	21	20	1	業務縮小による減員
	小計	207	205	2	
特別行政	教育	46	42	4	欠員不補充
	消防	79	78	1	退職者の欠員不補充
	小計	125	120	5	
公営企業等	病院	0	0	0	
	水道	18	17	1	退職者等の欠員不補充
	下水道	2	2	0	
	その他	20	17	3	欠員不補充
	小計	40	36	4	〔注〕教育長1名を含んでいます。
合計		372	361	11	

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成22年4月1日現在 単位：人)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳
職員数	8	22	34	28	50	67	25
区分	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計	
職員数	23	25	43	35	0	360	

〔注〕職員数には、教育長1名を除いています。

(3) 職員採用試験実施状況

(平成22年4月1日現在 単位：人)

試験区分	受験者数	最終合格者数	採用者数
一般事務職	75	6	6
身体障害者対象	7	1	1
土木技術職	7	1	1
精神保健福祉士職	3	0	0
保育士職	2	1	1
消防職	54	6	6
合計	148	15	15

(4) 職員採用状況

(平成22年4月1日現在 単位：人)

試験区分	採用者数		
	男性	女性	合計
一般事務職	4	2	6
身体障害者対象	1	0	1
土木技術職	1	0	1
保育士職	1	0	1
消防職	6	0	6
合計	13	2	15

(5) 職員の退職等の状況

(平成21年度 単位：人)

区分	人数
定年退職	9
勸奨退職	10
普通退職(自己都合等)	9
死亡退職	0
合計	28

(6) 定員適正化の数値目標

定員適正化目標

計画期間	数値目標等
平成18年4月1日～平成23年3月31日	職員を35人削減

定員適正化計画の年度別数値目標の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

年度	平成18年度 (初年度)	平成19年度 (1年目)	平成20年度 (2年目)	平成21年度 (3年目)	平成22年度 (4年目)	平成23年度 (5年目)
職員数	400	394	388	381	371	365
削減目標値		6	6	7	10	6
削減累計		6	12	19	29	35
進捗率(%)		92.6	94.0	95.8	98.3	100.0
実績	職員数		390	387	371	360
	削減数		10	3	16	11
	削減累計		10	13	29	40
	進捗率(%)		93.5	94.3	98.3	101.3

〔注〕職員数には、教育長1名を除いています。

2 職員の給料の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 平成21年度末	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成20年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	23,667	12,106,440	229,321	2,563,997	21.2	25.6

〔注〕人件費には職員の給与、退職手当、共済費のほか、特別職の給料及び報酬等を含んでいます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人あたり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	290	1,002,612	179,880	385,462	1,567,954	5,407

〔注1〕職員手当には退職手当は含まれていません。

〔注2〕職員数は、平成21年4月1日現在の普通会計に属する人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の

(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.9歳	304,100円	339,954円
教育職	37.9歳	307,325円	325,975円

〔注1〕「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

〔注2〕「平均給与月額」とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住宅手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況

(平成22年4月1日現在 単位：円)

区分		決定初任給	2年後の給料
一般 行政職	大学卒	172,200	192,800
	高校卒	140,100	148,500

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態

(平成22年4月1日現在 単位：円)

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般 行政職	大学卒	264,600	322,100	335,400
	高校卒	258,200	288,400	327,100

〔注〕経験年数とは、卒業後直ちに採用されている場合の採用後の年数をいいます。

(6) 職員の手当の状況

期末・勤勉手当

(平成21年度支給割合)

白浜町			国
支給月	期末手当	勤勉手当	同じ
6月期	1.25月分 [1.10月分]	0.70月分 [0.85月分]	
12月期	1.50月分 [1.25月分]	0.70月分 [0.95月分]	
計	2.75月分 [2.35月分]	1.40月分 [1.80月分]	
職階上の段階、職務の級等による加算措置 有			

〔注〕〔 〕の数値は、管理職の支給割合です。

退職手当

(平成22年4月1日現在)

白浜町			国
支給率	区分	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
加算措置		定年前早期退職加算措置(2~20%)	

特殊勤務手当

(平成22年度)

手当の種類(手当数)		10種
代表的な 手当の名称	支給額の多い手当	消防勤務手当、技術者手当 塵芥集荷作業手当、税務手当
	多くの職員に支給 されている手当	消防勤務手当、 塵芥集荷作業手当

その他の手当

(平成22年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当 (国と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者のない被扶養者1人目 11,000円 ・被扶養者1人につき 6,500円 ・満16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算
住宅手当	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅に居住の場合(家賃が月額12,000円を超える場合に限る)月額27,000円を限度として家賃の額に応じて支給(国と同じ) ・自宅の場合は月額1,000円(新築等の場合は5年間に限り 2,500円)
通勤手当	<p>通勤距離が片道2km以上の者で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用する場合は、通勤に要する相当額(最高限度額55,000円(国と同じ)) ・交通用具(自動車等)を利用する場合は、通勤距離に応じて2,000円から18,500円までを支給(国は24,500円まで支給)

特別職の報酬等の状況

(平成22年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	648,000 円	
	副町長	550,000 円	
	教育長	525,000 円	
報酬	議長	300,000 円	
	副議長	250,000 円	
	議員	230,000 円	
期末手当	町長	6月期	1.25月分
	副町長	12月期	1.50月分
		計	2.75月分
	議長	6月期	1.25月分
		12月期	1.50月分
	議員	計	2.75月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

(平成22年4月1日現在)

1日の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

〔注〕一般職の標準的な状況です。

(2) 年次休暇の取得状況

(平成21年1月1日～平成21年12月31日)

総取得日数 (A)	全対象職員数 (B)	平均取得日数 (A/B)
2147.1	327	6.6

一年につき20日間付与
付与された翌年に限り繰越し可能(最高40日)

(3) 主な特別休暇等の種類等

(平成22年4月1日現在)

種類	付与期間
選挙権等公民権行使	必要と認められる期間
裁判員・証人等出頭	必要と認められる期間
結婚休暇	5日
ボランティア活動休暇	5日
産前休暇	出産予定日前6週間以内から出産日まで (多胎妊娠の場合にあっては14週間)
産後休暇	出産日の翌日から8週間
保育時間休暇	1日2回、各30分以内
家族出産休暇	2日
服喪休暇	1日から7日
家族追悼休暇	1日
夏季休暇	3日
災害等による住居復旧	7日
災害等による通勤困難	必要と認められる期間
ドナー休暇	必要と認められる期間
子の看護休暇	5日
育児参加休暇	5日
短期家族介護休暇	5日 (要介護者が二人以上の場合にあっては10日)

〔注〕特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

(4) 育児休業の取得状況

(平成21年1月1日～平成21年12月31日)

男	女	計
0	6	6

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、公務能率の維持し、適正な運営を確保することを目的とし、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(平成21年度 単位：人)

降任	免職	休職	降給	計
		1		1

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

(平成21年度 単位：人)

戒告	減給	停職	免職	計
				0

5 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可状況

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等への従事はしてはならないと定められています。

(平成21年度)

区分	人数	主な許可内容
許可人数	64	統計調査、交通指導員

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修等の実施状況

職員の資質向上と政策形成能力の育成を図るため、白浜町人材育成基本方針及び平成21年度職員研修大綱に基づき、研修会等を開催するとともに、和歌山県市町村職員研修協議会等が実施する各種研修会に参加しました。

研修会の開催

(平成21年度 単位：日、人)

研修名	開催日数	受講者数
新規採用職員研修	2	12
認知症サポーター養成講座	4	17
竣工検査等に関する研修会	1	14
普通救命講習	3	43
交通安全運転講習	1	50
人権を大切にす地域づくり講演会	1	96
契約関係事務研修	1	30
自殺対策研修	1	110

和歌山県市町村職員研修協議会が主催する研修会への参

(平成21年度 単位：日、人)

研修名	開催日数	受講者数
新規採用職員研修	3	9
接遇研修	1	7
基礎研修	3	4
パソコン研修(ワード)	2	1
一般職員一次研修	3	3
パソコン研修(エクセル基礎)	2	3
一般職員二次研修	3	1
パソコン研修(エクセル応用)	2	2
人事評価研修	2	2
幹部職員特別研修	1	4
ロジカル・ライティング研修	1	1
政策形成能力向上研修	2	1
パソコン研修(アクセス基礎)	2	2
監督者二次研修	2	3
地域づくり研修	2	1
管理者研修	2	1
簿記(企業会計)研修	1	4
対話能力向上研修	2	2
地方自治法及び地方公務員法講座	2	3
法制執務研修	2	7
メンタルヘルス研修	1	3
市町村特別職研修会	1	1

その他の機関

(平成21年度 単位：日、人)

研修名	開催日数	受講者数
男女共同参画講座	1	1
接客マナースキルアップ研修	1	4

(2) 職員の勤務成績の評定の状況

職員が自らの職務を管理し、職務執行上の責任感と『やる気』やその持てる能力を最大限発揮できることを目的とした制度です。

(平成21年度)

評定名	対象者
勤務報告書(新規採用職員)	条件付採用期間中職員
勤務評定票(昇給)	昇給職員

7 職員の福祉及び利益の保護状況

(1) 健康診断等の状況

(平成21年度 単位:人)

区分	受診者数
定期健康診断	256
人間ドック	116
生活習慣病予防健診	112

(2) 公務災害、通勤災害の発生状況

(平成21年度 単位:人)

公務災害				通勤災害			
申請	認定	不認定	継続審議	申請	認定	不認定	継続審議
8	8			1	1		

8 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の状況(平成21年度)

該当なし

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町当局により適切な措置がとられるべきことを要求できます。

(2) 不利益処分に関する不服申立て状況(平成21年度)

該当なし

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立てすることができます。